　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

関東運輸局長　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）設定認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）を、下記のとおり設定したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

３．設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法（介護運賃）

（1） 時間制運賃　初乗　　　分まで　　　　円　　加算　　分まで毎に　　　　円

（2） 距離制運賃　初乗　　　　まで　　　　円　　加算　　　まで毎に　　　　円

（3） 適用方法

①時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了する

までの時間により算出する。

②距離制運賃は、走行距離積算計により算出する。

４．設定する運送約款

昭和４８年９月６日付け運輸省告示第３７２号による一般乗用旅客自動車運送事業

　 標準運送約款を適用する。

５．添付書類

訪問介護事業所の指定書（写）又は支援費制度に基づく事業者の指定書（写）